

## 議案第17号

### 養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2月26日提出

養父市長 広 瀬 栄

## 養父市条例第 号

### 養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

養父市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年養父市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は、半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第17号 養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>（利率）</u></p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、<u>その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p><u>（償還等）</u></p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は、<u>半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p><u>（保証人及び利率）</u></p> <p>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、<u>その利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p><u>（償還等）</u></p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還</u>又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>